

福岡大学 FD・SD に関する全学的方針

1. FD・SD の目的と定義

本学では、「建学の精神」に基づく「教育研究の理念」の具現化に向けて、本学の教育研究その他諸活動の内部質保証を推進することを目的として、組織的かつ体系的に質の改善・向上に向けた活動を行う。

この活動に関し、教育職員を対象に、教育内容、教育方法の改善を図るための活動を「ファカルティ・ディベロップメント (FD)」と称し、すべての職員^{*}を対象に、大学運営に係るその職員に必要な能力・資質の向上を図るための活動を「スタッフ・ディベロップメント (SD)」と称する。

^{*}すべての職員は、教育職員、事務職員、教育技術職員等を指す（非常勤、アルバイトを除く）

2. FD・SD の実施方針

- 1) FD については、「学校法人福岡大学行動憲章及び行動指針」や本学並びに学部・研究科単位で定める「求める教員像及び教員組織の編制方針」を踏まえ、全学レベル及び各組織レベル（学部・研究科、センター等）における内部質保証を適切に推進するため、体系的に実施する。
なお、FD の実施にあたっては、学部・研究科等が主体的に取り組むものとする。
- 2) SD については、「学校法人福岡大学行動憲章及び行動指針」を踏まえ、その職員の職務に必要な能力・資質の向上を図るため、体系的に実施する。なお、教育職員については、本学及び学部・研究科単位で定める「求める教員像及び教員組織の編制方針」、事務職員については、「学校法人福岡大学事務職員における SD の実施方針」を踏まえて実施するものとする。
- 3) 上記のほか、FD 及び SD 活動は、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。
- 4) FD は「教育推進会議」、SD は「SD 推進会議」が、その活動状況等を取りまとめ、推進する。

3. FD・SD の効果検証・改善と発信

実施方針に基づいた FD 及び SD 活動の体系的な実施に向けて、自己点検・評価活動等を通じて、定期的にその活動自体の内容・方法・効果等の適切性について検証を行い、その検証結果に基づいた改善・向上を図るものとする。

あわせて、FD 及び SD の取り組み状況等については、ウェブサイト等を通じて学内外へ広く発信する。

「学校法人福岡大学行動憲章及び行動指針」等を踏まえ、附属学校や病院に所属する職員に対しても必要に応じて、その職員の職務に必要な能力・資質の向上を図れるよう、上記 SD 活動を共通の活動として実施する。